

宿泊約款

(第1条 適用範囲)

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(第2条 宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込み(宿泊予約)をしようとする方は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) お客様の氏名。
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻。
 - (3) お客様の連絡先。
 - (4) その他当施設が必要と認める事項。
2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。
3. お客様が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で 新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

(第3条 宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は当施設が前条の申し込みを承諾したときをもって、成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当宿泊施設は、当該宿泊客にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとし、
 - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけないとき。
 - (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、連絡がとれないとき。
 - (3) 当宿泊施設からの連絡を拒否されたとき。
4. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

(第4条 宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の提供ができないとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- (14) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(第5条 お客様の契約解除権)

1. お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
3. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当施設は、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理す

ることができるものとします。

(第6条 当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2) お客様が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたづら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 宿泊する権利を譲渡、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。
 - (9) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。
 - (10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとし、
3. 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

(第7条 宿泊の登録)

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) お客様の氏名、年令、住所及び職業。
- (2) 日本国内に住所を所有しない外国人の場合は、国籍及び旅券番号。
- (3) 到着年月日
- (4) 出発(予定)年月日
- (5) 前宿泊地及び行先地

(第8条 客室の使用時間)

1. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 前項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に入入り、必要な措置をとることができるものとし、

(第9条 利用規則の遵守)

お客様は、当施設内においては、当施設の利用規則に従っていただきます。

(第10条 料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカード又は当施設が承認する決済手段を用いる方法により、当施設が指定する場所において行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

(第11条 当施設の責任)

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(第12条 寄託物等の取扱い)

当施設では寄託物等の取り扱いはありません。宿泊者が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

(第13条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。

(第14条 駐車場の責任)

お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。

(第15条 お客様の責任)

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪

失その他の損害を被ったときは、お客様に、当施設が被った損害を賠償していただきます。

(第16条 免責事項)

当施設内のインターネット・Wi-Fiのご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任で行うものといたします。

ご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いかねます。また、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第9条関係)

内訳	
宿泊料金	基本宿泊料金 室料及びサービス料
	付帯料金 飲食料金及びその他の利用料金
	税金 消費税

(注)

1. 宿泊料金は、Webサイト等に掲示する料金表によります。

2. 子供料金

未就学児：無料

小学生：お一人様宿泊料金(付帯料金を除く)の50%

中学生：お一人様宿泊料金(付帯料金を除く)の70%

高校生：お一人様宿泊料金(付帯料金を除く)の100%

別表第2 違約金(第5条関係)

不泊/当日/～3日前	～7日前	～14日前	～21日前	～30日前	～45日前
100%	70%	50%	30%	10%	5%

(注)

1. %は、宿泊料金(他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。)に対する違約金の比率です。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。

3. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。

利用規則

当施設は、お客様に安全・快適にご利用をいただくためと、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

1. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。
申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
2. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当施設所定の場所以外での喫煙。
 - (2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為。
 - (3) 次に定める物品の持ち込み。
 - (ア) 動物、鳥類等（小型～中型犬、盲導犬を除く）。
 - (イ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類。
 - (ウ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品。
 - (エ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品。
 - (オ) 著しく多量もしくは重量のある物品。
 - (カ) 悪臭を発するもの。
 - (キ) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品。
 - (ク) その他当施設が客室への持ち込みを禁止することとした物品。
 - (4) 公序良俗に反する行為。
 - (5) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用。
 - (6) 客室以外の場所での所持品の放置。
 - (7) 客用以外の施設への立ち入り。
 - (8) 浴室内での染毛・漂白剤等の使用。
 - (9) 当施設の許可なく行う、営利を目的とした活動。
 - (10) その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為。
3. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) 宿泊を目的としない利用。
 - (2) 外来者との客室での面会。
 - (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他施設の外観を損なう物品を掲示すること。
4. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。
5. 駐車場をご利用される場合は、次に掲げる事項の遵守をお願いいたします。
 - (1) お客様のご利用時間は、原則としてご到着時から当施設が定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。
 - (2) 駐車場敷地内での洗車は、原則禁止致します。
6. サウナの使用時間は当施設が定めた16時から22時、翌朝6時から10時までとする（連泊の場合6時から22時までとする）。
7. 指定された場所以外での焚き火は禁ずる。使用時間は当施設が定めた16時から22時、翌朝6時から9時までとする（連泊の場合翌朝6時から夜22時までとする）。

